

太田市共催名義等使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、民間団体等（以下「主催者」という。）が行う事業に対する太田市の共催及び後援の名義（以下「共催名義等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(共催名義等の区分)

第2条 共催名義等の区分は、次に定めるとおりとする。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該主催者と共同して責任の一部を分担するもの
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助するもの

(承認の基準)

第3条 市長は、共催名義等の使用承認の申請に係る事業が、次に掲げる基準を満たしていると認められるときは、当該事業の共催名義等の使用を承認するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 当該事業の目的、規模、対象者等を総合的に判断して、太田市の施策の推進に寄与すると認められるもの
- (2) 当該事業が公の秩序及び善良の風俗に反しないものその他社会的非難を受ける恐れのないもの
- (3) 当該事業が宗教的又は政治的目的を有しないもの
- (4) 当該事業が営利を目的又は援助しないもの
- (5) 主催者の存在が明確であり、事業遂行能力が十分にあると認められるもの
- (6) 当該事業の開催場所が公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置の講じられているもの
- (7) 販売及び売名を伴わないもの

(申請の手続)

第4条 共催名義等の使用承認を受けようとする主催者は、事業を実施する1箇月前（募集を行う場合は、募集開始の1箇月前）までに、太田市共催名義等使用承認申請書（様式第1号）にチェックシート（様式第1号の2）、事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出するものとする。この場合において、新規に共催名義等の使用承認を受けようとする主催者は、団体の規約、会則、会員名簿等を併せて市長に提出するものとする。

2 主催者が前項の規定により市長へ共催名義等の使用承認の申請を行った後、主催者の

団体の規約、会則、会員名簿等に変更が生じた場合においては、速やかに変更後のものを提出するものとする。

(使用の承認)

第5条 市長は前条の申請書を受理したときは、当該事業に係る共催名義等使用の承認の可否について、事業計画書及び収支予算書等により事業の実施計画が適正であることのほか、第3条の承認の基準に基づき審査し、その結果を共催名義等使用承認・不承認通知書(様式第2号)により、申請の日から14日以内に主催者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 市長は共催名義等の使用を承認する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 承認期間は、承認した日から当該事業の終了の日までとし、12箇月を限度とする。
ただし、特に市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 共催名義等を表示した印刷物等を作成する場合は、事前にその原稿を市民そうだん課に提出すること。
- (3) 承認後において事業計画に変更があった場合は、直ちに太田市共催名義等使用変更届書(様式第3号)を提出すること。
- (4) 事業終了後、原則として14日以内に太田市共催事業等実施報告書(様式第4号)及び収支報告書その他市長が必要と認める書類を提出すること。
- (5) 共催名義等の使用の承認が取り消された場合は、共催名義等を表示した印刷物等を直ちに撤去し、又は共催名義等を削除すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 市長は、共催名義等の使用の承認後において共催名義等の使用にふさわしくない行為があった場合は、太田市共催名義等使用取消通知書(様式第5号)により承認を取り消すものとする。

(市の免責)

第7条 共催名義等の使用及び取消しによって生ずる損害については、太田市は一切の責任を負わない。

(事務処理)

第8条 共催名義等の使用の承認等の事務は、市民そうだん課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(太田市の共催名義等の使用承認に関する事務取扱要綱の廃止)

2 太田市の共催名義等の使用承認に関する事務取扱要綱（平成17年3月28日太田市制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の太田市の共催名義等の使用承認に関する事務取扱要綱の規定によってした手続その他の行為であって、この要綱に相当の規定があるものは、これらの規定によってした手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式第1号、様式第3号及び様式第4号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行日の日から1年間は、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式第1号、様式第3号及び様式第4号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日から当面の間、これらを使用することができる。